## ②景観配慮事項

## ア 建築物、工作物の新築 (新設)、増築、改築、移転、外観の変更

項目	基準
垣柵等	□ 【A,B ゾーン】 <u>主要な通り</u> に面して、塀を設置しない。設置する場合は、生垣、板塀とし、ブロック塀を避ける。
	□ 【C,D ゾーン】垣柵を設ける場合、生け垣の設置、木材や石材の 活用、ネットフェンス前面の植栽、自然物の材質等を模したブロック積みなどが望ましい。
緑化	□ 道路などの公共空間に面する場所の緑化に努める。
屋外広告物	□ 建築物の壁面に自家広告物以外の屋外広告物を設置しないよう 努める。 □ できるだけ屋上に看板を設置しない。 □ 木などの自然素材の活用が望ましい。 □ 派手な色彩や電飾を避け、周辺の景観と調和した色彩が望ましい。

## ③その他

温泉場については、「修善寺温泉場地区みんなで景観を守るまちづくり計画(平成 22 年 5 月)」に記載されている"通り"ごとのルールにも配慮をお願いします。